

# 令和6年度 公益社団法人鴨川市シルバー人材センター事業計画

## 1 基本方針

シルバー人材センター設立の目的は、「高齢者の就業機会を確保し、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与する。」ことにあります。

令和3年4月に改正「高齢者雇用安定法」が施行され、企業においては、70歳までの就業機会の確保が努力義務とされる中、シルバー人材センターについては、人手不足分野等での就業機会の開拓や地域の実情を踏まえた積極的な取組の強化が求められていますし、これまで培ってきた経験や実績を踏まえ、働きたい人が働き続けられる環境の整備をさらに進める必要があります。

そのような中、鴨川市シルバー人材センターは、目的達成のため会員拡大と就業開拓を進めつつも、会員の健康と安全にも万全を期して取り組んでいかなければなりません。

会員拡大については、令和5年3月31日現在、鴨川市における65歳以上の高齢者の男性人口は5,491人、女性人口は6,751人です。また、令和5年12月現在の当シルバー会員211名のうち女性会員は35名（60歳以上）であることから、女性人口の割合からみると、女性会員拡大の余地が大きいことから、引き続き女性を対象とした取り組みが有効であると考えられます。

また、会員拡大と就業開拓は、事業推進にとって車の両輪であり、会員の増強を図るためには、既存事業の拡大とともに就業機会の新規開拓が不可欠です。

これらのことを踏まえ、鴨川市シルバー人材センターは、以下の実施計画5項目を令和6年度の最重点課題と定め、事業運営を進めます。

## 2 実施計画

### (1) 会員拡大

会員数の増加は、地域におけるシルバーの存在感のアップに繋がるとともに、高齢者が生き生き働くイメージを与えることができます。

また、会員拡大のためには、入会促進とセットで退会抑制に取り組むとともに、就業開拓を同時並行で進めることが不可欠ですので、以下のことを進めます。

- 会員拡大のため、チラシや広報用品の各家庭や街頭での配布等あらゆる機会をとらえてのPR活動を実施する。
- 市の広報誌等への掲載を依頼し、普及啓発活動を展開することで会員拡大も図る。
- 就業困難でも、会員としてセンターに籍を置くことで、生きがいを感じられるように、ボランティア活動や親睦旅行などのレクリエーションの内容を工夫して充実させる。

## (2) 就業開拓

センターが多様な職種を扱っているからこそ人材が集まるとも言えます。そのための就業開拓活動はセンターにとって極めて重要な活動であることから、以下のことを進めます。

- 未就業会員の就業は重要であり、そのためには、きめ細かな就業情報の提供、就業相談等会員の就業ニーズに応じた就業先開拓を実施する。
- 女性の活躍推進を支えるべく、要支援認定者や一般家庭での家事の代行や援助サービス等の生活支援型訪問サービス事業における取り組みを充実させる。
- 高齢者等生活支援事業としてのワンコインサービス事業については、市民への広報を含め、引き続き提供する。
- 空き家管理や墓所清掃のサービスの分野での就業を、ホームページ等を活用して開拓することを進める。
- 公共機関は景気に左右されることの少ない就業先であることから、今後も継続して信頼関係の構築に努める。
- 就業機会拡大に繋げるため、多様な働き方が可能となるシルバー派遣事業について、民間へ拡大する努力をする。

## (3) 安全就業体制の推進

会員に就業機会を提供するにあたり、会員の安全の確保が最も重要かつ優先すべき課題であるとともに、安全就業の確保は発注者や地域社会からの信頼と存在感を得ることとなります。

また、就業や活動の推進において、安全の確保は組織をあげて取り組むべき課題であると同時に、その実現は、「自分の安全は自分で守る」という一人ひとりの自覚と意識改革にかかっていることから、安全就業のため以下のことを進めます。

- 安全就業委員会で、安全対策について検討し事故発生の撲滅に取り組む。
- ヒヤリ・ハット体験事例をより多く収集し、これを使って会員対象の研修会を開催するほか、会報に掲載することで、安全意識の啓発・高揚を図る。
- 会員へ熱中症対策を周知徹底する。
- 安全推進員の会員就業先への安全パトロールの充実を図る。

## (4) 地域社会への貢献

通常就業以外の社会参加、社会貢献活動として、また、センターと地域の人々とを結びつけるものとして、さらには、センターの存在を広く地域社会に周知する普及啓発活動を兼ねて実施するものとして、様々な形でシルバー会員が地域に貢献していることを情報発信する

ボランティア活動を令和6年度も継続して実施します。

#### **(5) 財政基盤の確立**

当センターは営利目的団体ではなく、公益社団法人であり、その事業運営は会員からの会費や事務費に加え国や市からの補助金で成り立っています。

このため、公益法人に求められる収支相償を基本とし、自主・自立の事業活動の展開により、安定した自主財源を確保するとともに、事務事業の見直し、経費の節減に努めることで財政基盤の安定化を図る努力をします。